

山形県内製造業事業所の皆様へ

「山形県産品愛用運動」に参加しましょう

山形県では、県産品の情報発信と県経済の活性化を目的として、今年度から県産品愛用運動を実施いたします。この運動では、「山形県産品愛用運動推進協議会」(*)を組織し、運動に参加する企業を通して県産品を紹介するホームページを開設しました。このホームページへの掲載を希望する企業を募集いたしますので、多くの企業の皆様の参加をお願いします。

※山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県中小企業団体中央会、財団法人山形県企業振興公社、山形県工業会、県内各市町村、山形県で平成22年11月設立予定。

対象となる県産品

県内工場で生産された完成品(最終消費財)

対象となる企業

上記県産品を製造している企業。

なお、リンクを設定するためのホームページが必要になります(企業が所属する団体等が開設しているホームページの当該企業紹介ページの活用も可能です。)

ホームページの掲載内容

分野毎に、事業者名、住所(市町村名)が協議会のホームページに掲載されるとともに、自社のホーム

ページにリンクされます。

なお、リンク先は製品紹介のページに設定してください。

また、県外に本社があり県内工場で生産を行っている企業の場合は、リンク先を県内工場の生産品の紹介ページに設定してください。

参加の方法

申込は随時受付をしております。下記ホームページから申込書をダウンロードして、FAXまたはE-mailにて、ご提出ください。

<http://www.y-kensanpin.jp/>

経営者の悩み、弁護士がなんとかできます!

ひまわり

中小企業のための
ほつとダイヤル



ご好評につき半年間期間延長!

無料相談キャンペーン

初回面談**30分無料!**

2011年**3月31日**まで

全国共通
専用ダイヤル

0570-001-240

受付時間●月曜日～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時(正午から午後1時までを除く)
※通話料がかかります。※PHSおよび一部の電話からはつながりません。

JFBA 日本弁護士連合会

ひまわり中小企業センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL03-3580-9981 FAX03-3580-2866
URL●<http://www.nichibenren.or.jp/>

最低賃金は、暮らしの支えです。

必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も

山形県最低賃金が 改定されました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス
最低賃金に関する
特設サイト

<http://www.mhlw.go.jp/>

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

山形県最低賃金学

645 円

時間額

発行日:平成22年10月29日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索



厚生労働省

労使の協力で、労働時間を適正化しましょう。

労働者の健康を損なう過重労働はいけません。

労働基準法に違反する賃金不払残業も許されないことです。

労使が協力し長時間労働を抑制しましょう。